

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-------------------------|
| 14 | 子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

天童市は、子ども・子育て支援新制度関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

山形県天童市長

公表日

令和7年3月7日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 子ども・子育て支援に関する事務 |
| ②事務の概要 | <ul style="list-style-type: none">・子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給または地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって、主務省令で定めるもの。・児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって、主務省令で定めるもの。 <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none">・子どものための教育・保育給付に係る支給認定・保育所等利用調整・利用者負担額の賦課等・保育料算定に必要な各種情報の照会 <ul style="list-style-type: none">・申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。・処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。 <p>情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会を行う。</p> |
| ③システムの名称 | 子ども・子育て支援システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能 |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 入所者情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第9条第1項別表の9、127の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第8条及び第68条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 実施する2) 実施しない3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報照会の根拠】 17、20、155の項 【情報提供の根拠】 なし |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 健康福祉部子育て支援課 |
| ②所属長の役職名 | 子育て支援課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 〒994-8510 山形県天童市老野森一丁目1番1号 天童市総務部総務課 問い合わせ先 TEL023-654-1111（内線312） |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |

| | |
|----------------|---|
| 連絡先 | 〒994-8510 山形県天童市老野森一丁目1番1号 天童市健康福祉部子育て支援課 問い合わせ先 TEL023-654-1111（内線724） |
| 9. 規則第9条第2項の適用 | []適用した |
| 適用した理由 | |

II しきい値判断項目

| | |
|--|--|
| 1. 対象人数 | |
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | <p><選択肢></p> <p>[1,000人以上1万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p> |
| いつ時点の計数か | 令和7年1月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | <p>[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満</p> |
| いつ時点の計数か | 令和7年1月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | <p>[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし</p> |

III しきい値判断結果

| |
|-------------------|
| しきい値判断結果 |
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|--|--|
| [基礎項目評価書] | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 | 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | []委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | []提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | []接続しない(入手) []接続しない(提供) |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

7. 特定個人情報の保管・消去

| | | |
|-----------------------------|---------------------|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
|-----------------------------|---------------------|---|

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

| | | |
|-----------------------|--|---|
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | ・他自治体等に特定個人情報を含む書類を郵送等する際は、宛先相違がないか、他人の特定個人情報が含まれていないかなど複数人でチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類については、それ以外のもとの区別し、確実に情報が分からぬ状態にして廃棄する。 | |

9. 監査

実施の有無 [○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

| | | |
|--------------|------------------------|---|
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
|--------------|------------------------|---|

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

| | |
|---|--|
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | [8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] |
| <選択肢> | |
| 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 | |

| | | |
|--------------|--|---|
| 当該対策は十分か【再掲】 | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務にかかる横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを遵守している。 | |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--------|---|---|------|------------|
| 平成31年4月1日 | 1-5-② | 子育て支援課長 今田 晃 | 子育て支援課長 秋保 泰志 | 事後 | 人事異動に伴うもの |
| 平成31年4月1日 | 2-1-① | 平成30年4月1日時点 | 平成31年4月1日時点 | 事後 | |
| 平成31年4月1日 | 2-2-① | 平成30年4月1日時点 | 平成31年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和2年4月1日 | 2-1-① | 平成31年4月1日時点 | 令和2年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和2年4月1日 | 2-2-① | 平成31年4月1日時点 | 令和2年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和4年4月1日 | 1-5-② | 子育て支援課長 秋保 泰志 | 子育て支援課長 | 事後 | |
| 令和4年4月1日 | 2-1-① | 令和2年4月1日時点 | 令和4年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和4年4月1日 | 2-2-① | 令和2年4月1日時点 | 令和4年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和5年2月1日 | 1-1-② | | ・申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 | 事後 | |
| 令和5年2月1日 | 1-1-③ | 子ども・子育て支援システム、団体内統合宛名システム（中間サーバーコネクタ） | 子ども・子育て支援システム 団体内統合宛名システム | 事後 | |
| 令和5年2月1日 | 1-1-④ | 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第2の13,116 | 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第2の13,116 | 事後 | |
| 令和7年1月17日 | I-3 | 番号法第9条第1項及び別表第1の94 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第9条第1項別表の9、127の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第8条及び第68条 | 事後 | 法改正等に伴う修正 |
| 令和7年1月17日 | I-4-② | 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第2の13,116 【情報提供の根拠】 なし | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報照会の根拠】 17、20、155の項 【情報提供の根拠】 なし | 事後 | 法改正等に伴う修正 |
| 令和7年1月1日 | II-1-① | 令和5年4月1日時点 | 令和7年1月1日時点 | 事後 | 判定基準日の見直し |
| 令和7年1月1日 | II-2-① | 令和5年4月1日時点 | 令和7年1月1日時点 | 事後 | 判定基準日の見直し |
| 令和7年1月17日 | IV-8 | | 人手を介在させる作業 十分である ・他自治体等に特定個人情報を含む書類を郵送等する際は、宛先相違がないか、他人の特定個人情報が含まれていないかなど複数人でチェックを行う。・特定個人情報を含む書類については、それ以外のものと区別し、確実に情報が分からぬ状態にして廃棄する。 | 事後 | 様式の改正に伴うもの |
| 令和7年1月17日 | IV-11 | | 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 | 事後 | 様式の改正に伴うもの |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |